

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度 第2回弘前市地域自立支援協議会
開 催 年 月 日	令和3年11月18日(木)
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後2時から午後4時まで
開 催 場 所	ヒロロ4階 弘前市民文化交流館ホール
出 席 者 ( 1 5 名 )	安田 昭弘 会長 川村 和康 委員 (相談支援専門部会・地域移行専門部会 部会長) 三浦 千秋 委員 村上 武史 委員 (就労支援専門部会 部会長) 菊池 健弥 委員 (医療的ケア児専門部会 部会長) 三浦 睦智美 委員 長尾 眞理 委員 大中 実 委員 久保 栄一郎 委員 土岐 浩一郎 委員 森山 正 委員 大高 義昭 委員 會津 茂子 委員 笹森 智彦 委員 豊島 幸弘 委員
欠 席 者 ( 6 名 )	太田 真 委員 (こども専門部会 部会長) 須藤 武行 委員 山本 達也 委員 山田 司 委員 丸山 龍太 委員 阿部 久美 委員
事務局障がい福祉課 職 員 の 職 氏 名	福祉部長 番場 邦夫 障がい福祉課長 白取 靖夫 障がい福祉課長補佐 成田 亜弘 障がい福祉課障がい者支援係主幹兼係長 鈴木 孝志 障がい福祉課障がい者支援係総括主査 鈴木 由乃 障がい福祉課障がい者支援係主事 吉田 沙織
会 議 の 議 題	案件1 専門部会からの報告について 案件2 弘前市総合計画後期基本計画策定に係る各種団体等との意見 交換について

会議結果	「会議の議題」に基づき説明し、委員からの質問や意見を伺った。
会議資料	<p>資料 1-1 弘前市地域自立支援協議会医療的ケア児専門部会 2021 年度の活動報告及び 2022 年度の活動計画案について</p> <p>資料 1-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について</p> <p>資料 2 弘前市総合計画後期基本計画策定に係る各種団体等との意見交換について</p>

<p>会議内容</p> <p>1 挨拶等</p> <p>2 会議</p> <p>案件 1 専門部会からの報告について</p>	<p>菊池医療的ケア児専門部会部会長</p> <p><b>資料 1-1</b> 弘前市地域自立支援協議会医療的ケア児専門部会 2021 年度の活動報告及び 2022 年度の活動計画案について説明</p> <p>医療、教育、福祉、行政など多職種の連携が必要な専門部会であり、新型コロナウイルス感染症の影響で活動中止の状態であるのが実情です。</p> <p>まず、活動計画の案を作成するための意見を各委員から意見をいただいていたが、ますます活性化していかなければならない分野なので、第 6 波に警戒しつつも、ハイブリッド型（対面型＋リモート型）で部会を進めていきたいと思っている。</p> <p>「医療的ケア児」という名称を使用して単独名称化してしまうことに納得しがたいものがあり、「子どもは子ども」であることから「医療的ケアを必要とする子ども」と言わせていただきます。医療的ケア児支援法が施行されたが、医療的ケアを必要とする子どもを取り巻く環境整備（医療・教育・福祉・行政の連動性）がクリア化されていないことが、お子さま及び保護者に大きくのしかかっていくことが考えられる。医療・教育・福祉・行政の連動性及び連動率を急加速させていきたい。</p> <p>医療的ケア児支援法が施行され、国及び地方公共団体等は施策を実施し責務を負うことになる。弘前市における現状と国の流れを俯瞰的に思案すると、今こそ医療・教育・福祉・行政の 4 業界が“ひとつになる”時期である。これまでのつながりを大切にしながらの連動であ</p>
--	--

り、「連動強化」というアップグレード的な考えを持ち、みんなで実行していく。

計画策定と実践にあたって、まずは「連動」という見えにくい形をクリアに見える形にしていく必要がある。そこで各機関の現状と理解の仕方、各業界独特の価値観等を擦り合わせる＝統一させたいうえで、計画策定及び実践に結び付けることにより、弘前市の目指す地域で安心して暮らせる社会の実現にも効果的につながるものとする。

そこにさらに加えたいと思っているのが「子どもの権利条約」です。その一般原則の中にある「子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）」を大事にし、しっかり見ていきたい。みんな0歳から18歳の子どもという視点で見たときに、子どもにとって最もよいことを進めていくうちの一つに医療的ケアが必要な子どももいる。だから医療などが連携していくのは当たり前であり、特別ではない。したがって医療的ケアも重視しながら、子どもは子どもであることを念頭に置き進めていくことで、児童福祉法及び医療的ケア児支援法を基に明確に国及び県、そして弘前市の方針に沿って展開していると打ち出すことができ、その成果及び効果はより期待できるのではないかと思う。

また、このボリュームの実践を行うとなると支援者等にかかなりの負荷がかかることも推測されることから「支援者等への支援」という視点も忘れずに計画していく必要がある。

2022年度の活動計画及びスケジュール予定について、「医療的ケアを必要とする子どもが安心して暮らせる社会を実現する」を長期目標とし、短期目標としては、

①医療・教育・福祉・行政において、各機関及び各自が大切にしていることを確認する。ただ、集まるのではなく、子どもたちにとって何が重要だと思っているかのイメージ、価値観、ニュアンスの確認

(2022年1月中旬予定)

②医療・教育・福祉・行政の価値観、ニュアンスの統一 (2022年2月中旬)

この①、②を使ってクリア化していく。

③医療的ケアを必要とする子どもの実態把握を実施したいと思っている。県が毎年行っているアンケートをベースにししながら、津軽地域として不足する項目出しと追加項目の検討を行って、卒業や進級などで忙しい時期だからこそ、アンケートを実施する。(2022年3月上旬～中旬)

④課題の明確化とする支援の検討 (2022年4月中旬)

⑤2022年度活動計画策定及び決定 (2022年5月中旬)

⑥行動プログラムの検討 (2022年7月中旬)

これらを踏まえて、部会の所掌事項を全うしたいと考えております。

(会長)

なかなか新型コロナウイルスの影響でなかなか活動が厳しい状況であるとのことでしたが、これまでのところで皆様からご質問、ご意見はありますでしょうか。

(委員からの意見・質問なし)

○地域移行専門部会について

川村地域移行専門部会部会長

**資料 1-2** 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について説明

前回の協議会からもう少し詳しく説明させていただくものです。なぜ、地域移行専門部会で「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」が必要かというと、地域移行専門部会が精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの中に入ってきているものであるため、まずはこちらを理解いただいた上で、圏域の状況を理解していただきたいと考えております。

今回の資料の内容は、令和2年7月21日に弘前保健所主催の会議で使用したものを改編・修正したものであり、弘前市及び圏域の現状、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム、地域包括ケアシステムと保健所圏域での協議の場と市町村の協議の場の関係、基幹相談支援センター・地域生活支援拠点及び委託相談支援の現状と課題について説明してまいります。

圏域の構造と現状について、隣のつがる西北五広域連合地域自立支援協議会は、圏域設置の協議会となっておりますが、津軽圏域の8市町村では、それぞれが独自に協議会を持っており、基本的には本会のみで協議している市町村が多くなっております。計画策定時のみ開催される場所や、弘前市のように定期的で開催しているところと開催方法が異なっております。また、精神科病院（入院病床あり）があるのは、弘前市と黒石市のみであり、障害福祉サービス事業所数にばらつきがあり、大鰐町、田舎館村、西目屋村には相談支援事業所ない現状となっております。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のイメージ図について、国が示しているもので、介護分野の包括ケアシステムに障害福祉分野を加えるという意味で「精神障がいにも」ということとな

っております。精神保健福祉手帳を取得している方は、児童、20歳から65歳の方、65歳以上の方と多世代にわたっており、認知症の方も手帳の取得はできますので、包括ケアシステムの中に精神障がいを加える形を国が示しているものとなっております。

構築するにあたって、圏域の考え方に日常生活圏域と基本圏域があります。日常生活圏域で考えることが大切であり、包括ケアシステムを日常生活圏域単位で構築することが市町村の役割であり、市町村で考えられたことを県が統合していく役割を担うという考えになります。

市町村ごとの自立支援協議会に精神障がい者部会の設置、協議会委員から部会の構成員、有識者、8050問題への対応、当事者や家族を参加することは困難であることから、弘前市で作っている地域移行専門部会に各市町村の委員を派遣してもらうということになるのですが、私、たまたま五つの協議会で委員をしております、私、一人いれば5つの自治体の構成員になってしまうということもちょっとありました。ほかの事業自治体間はそれだけでは駄目ですので、派遣してもらいたいということでお話を進めていております。

地域移行専門部会というのは、協議の場っていうふうになります。ちょっと前後するんですけども、協議の場に皆さんに参加してもらうその協議の場を弘前市であれば地域移行専門部会が担っていくというような形になります。地域移行専門部会の活用というところでは、これらの課題を抽出・分析であるとか、精神障がい者を理解促進のための活動、地域移行専門部会から話し合われたことを各協議会で共有する。これは地域移行専門部会で話し合われた内容を各市町村の協議会において、どういうことをしてきたのかということ報告していくものです。

あと保健所の方でも協議の場っていうのもたなければならぬということとなっておりますので、その保健所と市町村の協議の場の重層化の促進が必要となってくる。困難事例への対応、支援者の力量向上のための研修会を行うなど、地域移行専門部会が弘前市のものだけではなくて、8市町村ほかの7市町村とどう連携して行くのかということが必要となっていくのではないかなというふうに考えておりました。

次の図（「専門部会（協議の場）及び協議の場の構造」）なんですが、地域移行専門部会（市町村の協議の場）ということで、次に保健所の協議の場、青森県としてどう協議していくのか、そして国に提案していくという構造になっている。

保健所の協議の場の役割としては、精神障がい者の地域移行支援の促進であるとか、ピアサポーター養成支援が役割となっており、地域移行支援の促進ということで、12月23日、地域包括支援センターの方、精神科病院の方、市町村の方を含めて研修会をやりましょうということ

を保健所の方で企画しておりました。ぜひ参加していただいて、地域移行の促進ということを考えていただければいいと思っております。

ピアサポーター養成支援というところでは、10月30日、31日にピアサポーター養成研修を保健所主催で行っております。十数名の方が研修を受けていただいてまして、皆さん精神疾患を持って、例えば統合失調症、発達障がいなどがありながらも、意欲的に学んでピアサポーターとして活動したいということで養成研修を実施しております。

もしかすると、ご覧になった方もいらっしゃるかもしれないんですけど、ピアサポーターの自分の体験の語りということをやってもらったりしています。その他にもあおもりいのちの電話の相談員の養成研修にも呼んでいただいてピアサポーターの語りということで活躍しております。その他も各市町村にお願いしまして、例えば住民の方への普及啓発であるとか、民生委員・児童委員の研修の集まりですとか、そういった場所で発表させていただいており、ピアサポーターとして活躍しております。

その他相談支援事業所や就労継続支援事業所などに採用されると、令和3年度からピアサポート体制加算・実施加算という加算ができるようになったので、活躍の場が広がってきております。

市町村協議の場の役割としては、目の前の困っている方たちに対してもどういうふうな支援がいいのかっていう地域課題の抽出であるとか、現場の困り感の共有、例えば窓口の職員だけは困っていて、それがなかなか相談支援事業所へ伝わってこないとなると共有というのができず、なかなか一緒に動くことができないので、市町村担当と相談支援事業所とが困り感を共有して、どういうふうに支援につなげていくかということを考えられればいいと思っております。実際の現場での市町村職員との協働ということで一緒に訪問するということが必要かと思えます。弘前市役所であれば、年に数回、担当者と一緒に訪問しており、精神疾患がありそうだけど、でもなかなか受診につながらないと把握して帰ってくるだけということもあれば、診察につながる方もありましたので、一緒に行くということが大切なのではないかと考えております。資質向上のための研修会の開催としましては、現場の職員（相談支援事業者、ヘルパー、就労支援事業所の職員等）が精神疾患への知識を伝えるための研修会を地域の課題・実状を踏まえて開催できればいいと考えております。

保健所の協議の場の役割は、各市町村から出された状況を分析して、どのようにすれば地域全体が発展していけるか、地域の核となるような人材の育成として、みんなが協力しながら活躍する地域になっていければいいと思っております。

市町村の協議の場の役割としては、現場に行き直接対応する。地域の

事業者と協働しながら障がい者を支える。相談支援事業所と包括支援センターが協働しながら支える。障がい者と高齢者、8050 問題、いまでは 9060 問題ではないかと先日ニュースになっておりました。こういったところを対応していかなければならないと考えております。

基幹相談支援センターとして、国では資料の図にあるような形を設定しております。基幹相談支援センターの役割としては、総合相談・専門相談、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取組、権利擁護・虐待防止、児童発達ということになっております。こういった形に委託相談支援事業所を当てはめていくことができます。成年後見支援センターも今できまして、権利擁護という点でも促進されているのではないかと考えております。

ただの課題としては、委託相談支援 6 事業所とその他の事業所との関係が不明確であるということ。また国が示すような形を作るとなると、委託費が現状のままではかなり厳しいということになります。あと専門部会と自立支援協議会との関係の整理というのも必要があるのではないかと話し合いで出てきておりました。

地域生活支援拠点の構築ということで障がい福祉計画に拠点等の構築が挙げられております。今年度はすでに数カ所、地域生活支援拠点等の要綱・申請書が定められておりましたので、私たちの法人も含めて地域生活支援拠点として活動を行っていきたいと考えております。

基幹相談支援センターは、もう設置されているのかどうかという弘前型の基幹相談支援センターの形はあるが、委託相談支援事業所は、計画相談支援（サービス利用計画の作成）を行っておりますので、一般相談を聞いて、なかなか大変だなという事業所もあると聞いております。資料にある相談支援体制の形は、厚生労働省の専門家の方が示してくれた図になり、重層的な形として基幹相談支援センターが大きくあり、その下に委託相談支援事業所、さらに下に指定特定相談支援事業所という形になっています。基本相談というのは、どの相談支援事業所でもやればいいんですけど、やはりあの基本相談の部分っていうのは委託相談支援事業所、混乱ケースであれば、基幹相談支援センターと機能の棲み分けが必要になっていくと考えております。棲み分けをしなければ、委託と委託以外の指定特定相談支援事業所との違いが明確ではなく、サービスに繋がらないまま、ずっと相談を聞き続けるというのはどうなのかと管理者の方から言われるなど、現場の方でもなかなかサービスに繋がらないと相談を聞いていても、はっきり言えばお金にならない相談に対応をしている。そのようなケースは、委託の方にどんどん言ってくださいという話をするんですが、やはり相談者との関係性の問題もあってなかなか言えないという状況もあります。

委託相談支援事業所 6 事業所の出発点は、知的障がいが出発点とな

る精神障がいが出発点であるびあす、すみれとなっております。

すみれは、藤代健生病院の隣ですので、精神障がいには対応しているんですが、なかなか身体障がいの方の対応というのは少ないというのが現状です。身体障がい者施設がバックアップ施設となっている弘前市障害者生活支援センターは身体障がい者の方の相談が多かったり、大清水学園、co na、ビリーブは、知的障がいが出発点になっているので、それぞれの出発点により対応力の差が出ている。

委託相談支援事業所 6 事業所とその他の相談相談支援事業所との関係が不明確ということでは、自分たちも弘前市に申請して指定を受けているが委託を受けているかないかの差しかないと言う風な発言をされて事業所もあります。そのような発言をする事業所は、一生懸命やってる事業所であって、お金にならない一般相談をしっかりと聞いてくれるっていうことになっておりますが、なかなかその対応って、経営的に厳しいと管理者から言われてしまう。だから委託費を受けていたとしても、委託相談支援事業所でも大変です。年間 412 万円しかない。412 万円で一人雇うってというのは厳しい。例えば、今年始めるとなると 400 万円で、初年度なので人件費的には低く抑えられるかもしれませんが、しかし 10 年経っても 400 万円しかない。その人は生活をどういう風に考えていけばいいのか。金稼げばいいじゃないか。そこがお金を稼ぐ部分と基本的な相談してる部分が違うという考えていかなければなりません。できれば委託費は年々上げていってもらいたいなあというところもある。しかし、なかなか上がらないって話を毎年聴いてますので、検討していただければと思います。

あと、地域活動支援センターの委託費も専門職の配置ということで配置してやっておりますが、そちらも 10 数年上がっていないということであれば、やはりこれは同様の問題です。言葉が悪いですけど、官製ワーキングプアという言葉もありますが、そういったところに繋がっていくんじゃないかなと思います。

やっぱりこう委託費だけ現状のままってのが厳しいです。専門性が高くなるとそれだけ対応力が向上しますので、そこに割く人員というのは限られています。計画相談事業でお金稼いで委託費でプラスになってるのでいいんじゃないですかっていうことではなくて、基本相談をどのように聞くのかってところで、人件費を割ければいいと考えております。

あとは、自立支援協議会と相談専門支援部会の関係は、資料のとおりとなっております。

最後、「協議の場＝地域移行専門部会」の話しになるのですけれども、地域移行専門部会の協議の場と基幹相談支援センター(地域生活支援拠点等)、そして各市町村協議会と一緒に話をしていかなければ、

理解促進が繋がっていかないということになります。

理解が促進されると、地域共生のよい社会になって行くと思いますので、地域を耕して行けば人は育つ。人が育てば地域の理解促進につながっていく。そして最終的に、みんな住みやすい街になるんじゃないかなというふうに感じております。

そのためにもいろいろな話し合いを行いながら構築して行きましょう。地域資源を理解しながら構築して行きましょう。それぞれの役割を果たし構築して行きましょう。最後は誰のために、何のために構築していくのかを理解して構築して行くということは大切なではないかなと思っております。

今日の説明なんとなくわかっていただければいいなと思います。今後ともよろしく願いいたします。以上です。

(会長)

はい、地域移行専門部会からの報告でしたけれども、今説明が非常に盛り沢山な内容でありました。今のところで、皆様からご質問やご意見ございますでしょうか。

(森山委員)

説明ありがとうございました。勉強不足なもので、言葉の意味で言えば、8050、ピアサポーターのピアとはどういうことでしょうか。また、基幹相談支援センターは設置されていないって書いていますけれども、これは現実には、まあ国の方がそういうふうにしても、他県では、どれくらいこういう形を取られているのでしょうか。

(川村部会長)

はい、質問ありがとうございます。ピアサポーターについてですけれども、ピアというのが精神障がい当事者のことであり、精神疾患を持っていて、統合失調症になりました。そこから回復した方が、例えば医療機関において「あなたも退院する力持ってるんですよ。」「一緒に退院しませんか。」などの働きかけをしていく。そこで、ずっと入院してる方っていうのは自尊心が低下しております。自分はもう一勝ここに居るしかないんだっていうような状況になります。けれども、外で活躍していたり、生活していたりする方っていうのは、病棟の中に基本的に入ってこないで、そうすると自分みたいな人たちはここに続くしかないんだと思ってしまいがちです。「いや、そんなことないです。」「自分もこの病気になっているけれども、こうやって外で元気に生活できていますよ。」その方が持っている力持ってる力を引き出すっていうところで、ピアサポートを国が推奨しています。

(森山委員)

これを例えば日本語では何と言うのでしょうか。

(川村部会長)

「仲間」と言ってしまうと、同じ病気もっている仲間となってしまうんですけど、ピアサポーターと言うのは、研修を受けてピアサポーターとして活動するというのが前提になってますので、資格ではないのですが、ピアサポーターとしての研修を受けている人たちっていう意味合いで捉えて頂ければいいかなと思います。でも必ず研修を受けなければならないということではないんですけども、ここ数年、ピアサポーターの活動に対して国で力を入れておりまして、加算が付くようになったというところからも国の力の入れ方の表れなのかなと思っています。地域にどう返すかっていうところを国でも非常に悩ましくてですね。精神科病院において毎年全国で2万人の方が、死亡退院しております。

死亡退院というのは、入院する必要はないんだけど、ずっと居ざるを得なくて、そしてそこで亡くなっていくという方です。私たちは入院すると、退院したいと思うのが当たり前だと思うんですけど、ずっと居なければならないというふうにされてしまった人たち、社会から取り残されてしまった人たちというように考えると、外で元気生活している方たちが病院に行くことで、より生活していきやすくなるんじゃないかなっていうのは、「ピア」という横文字を使っていますが、日本語では「仲間」という意味なんですけど、仲間というところとちょっと大きくなり過ぎてしまうので、言葉を限定するということで、「研修を受けた方」というような意味で理解していただければいいかなと思います。

8050 問題とは、今年度も私のところに何件か相談が来ていまして、高齢のご両親、若しくはお父さん、お母さんと障がいを持った当事者の方がいて、地域包括支援センターが地域を回ったときに「実はこういう息子・娘がいるんだ。」ということで相談を受けることがあります。例えば、高齢になってきて、80歳過ぎて、なかなか年金での生活も大変だし、自分も認知機能に自信がなくなってきた。まあ、そういった方たちから、包括支援センターが相談を受け訪問すると、そこに統合失調症なり、発達障がいなり、知的障がいなりのお子さんが出て、ずっと部屋の中に居るので発見されなかったという方がいらっしやいます。

この間も病院に相談がありまして、私が訪問した方からいろいろ話を聞いて、事業所に繋がった方がおります。基本的にはずっと家の中で生活していて、足がもう動かなくなってしまうくらい、ずっと座っていたり、寝ていたり。お父さんがもうケアができないので、なんとかしてくれって言うことで、病院の方に相談に行つて。状態を観てちょっと大変

だということで体の検査をしたが、なんともない。精神科の方に行ったら発達障がいがあるという方いらっしゃいました。

今、継続中の方で言えば、80代のお母さんと同居していて、ご本人さんは統合失調症疑いということで、まだその方は、外に出ることはできないんですけども、高齢のご家族と子供が同居しているっていうようなケースがあります。

その他の精神疾患が全くなくて、ただ引きこもっているっていうような方も相談としては聞いたりしておりましたので、8050、80歳の親と50歳のお子さん。ただ、それが今はもう9060問題へともう進んできてしまっている。じゃあそこでどう介入して行くかってなると、この9060だと介護になってしまう。私たち障がいの分野でなかなか入っていけないっていうような現状も出てきてるんじゃないかなというふうにとらえています。

基幹相談支援センターは、青森県のところで行けばいいです。基幹相談支援センターの役割とか、法律上の位置づけっていうのがすごく曖昧になってまして、基幹相談支援センターを設置してくださいという国の方が、何年もお話をしているんですが、国の予算的な部分の措置がされていないっていうのがあります。予算的なところで行けば、基本的な基幹相談支援センターの予算措置がないにも関わらず、機能強化事業の部分で予算が付いているっていうような弘前市の現状でもあるので、やっぱり基本的な部分に予算を付けて頂いて、そのプラスされるものとしての機能強化事業であるべきだというふうに考えています。

その点で私はいつも疑問符になってしまい、委託相談でお金出してるから委託のところのお金で何とかしてくださいではなくて、やはり明確なビジョンとして基幹相談支援センターが必要であり、役割がきちんとあるということを示して、そこに対して機能強化として予算をつけて行くっていう流れが本当は必要なんではないかなということ。相談支援専門部会では、いつもお金の話しかしないってよく言われるんです。でも機能を果たしていく上では、やはり予算措置をしていただく。それが委託事業所がそれではできませんって言ったときに市町村がすべてできるのかっていうところなんですよね。市町村にある24時間対応しなければ駄目です。じゃあ、果たしてその機能を市町村に24時間出来ますかというふうな投げかけになるんですけど。たぶん難しいというような判断になるかなと。であれば委託するのであれば、しっかりそこに予算をつけるっていうことをして行かないと大変なのではないかなと思いますし、私は管理者もやってますので、そのように感じています。ぜひ検討していただきたいなと思います。

<p>案件 2</p> <p>弘前市総合計画後期基本計画策定に係る各種団体等との意見交換について</p>	<p>(森山委員)</p> <p>いろいろと分かりやすい説明でよくわかりました。本当にありがとうございました。</p> <p>(会長)</p> <p>ありがとうございました。たくさん質問されたい方はいらっしゃるかと思えます。案件がもう一つありますので、できれば次の案件に移りたいと思えますがよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、案件 1 は終了させていただきまして、案件 2 市の総合計画後期基本計画策定に係る各種団体等からの意見交換について、まずは事務局の方からの説明よろしくをお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p><b>資料 2</b> 弘前市総合計画後期基本計画策定に係る各種団体等との意見交換についてを説明をご覧ください。</p> <p>市では平成 31 年 3 月に弘前市総合計画を策定しまして、将来都市像「みんなで創り、みんなをつなぐ、あずましりんご色のまち」の実現に向け、各種事業に取り組んでおります。本日は後期基本計画の策定に向けて、総合計画の「政策の方向性」等について、皆様と意見交換を行ないまして、ご意見、ご提案を令和 4 年度に実施する後期基本計画策定の参考させていただきたいと考えてございます。</p> <p>最初に資料説明をさせていただきまして、その後、皆様からご意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p><b>【資料 2 説明概要は以下のとおり】</b></p> <p>○弘前市総合企画について</p> <p>地域づくりの最上位計画として、まちづくりの方向性を明らかにするもので、行政運営の最も基本となる計画であり、将来都市像や分野別政策等を掲げております。</p> <p>○「政策」、「政策の方向性の目指す姿に至る施策と成果の図式」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「政策の方向性」毎に、目指す姿、政策課題指標、現状と課題等を整理。</li> <li>・政策の方向性に紐づく「施策」毎に、期待する成果、施策成果指標、取組内容等を整理。</li> </ul> <p>○「施策評価シート」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 2 年度の実績について、一次評価（自己分析）をまとめたものであり、定量・定性評価、課題、施策の見直しの方向性等を記載。</li> </ul>
--	--

総合計画政策体系図「政策 ⑤福祉 2 障がい者福祉の充実」における文言や政策課題指標に対するご意見、障がい者の地域生活支援、障がい者の就労支援に関し、認識されている現状や課題、既存事業の改善点、新規事業のご要望やご提案をお願いします。

(会長)

ありがとうございました。

文言から新規事業までいろいろなところから意見を求められているんですけども、ご意見のある方は挙手していただいて意見を述べていただく形から取りたいと思いますが、ご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

(川村部会長)

先ほども発言してたんですけども、6 ページ「②現状と課題」のところで「団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向けて」と書いているのですが、先ほど言いました 8050 問題っていうのをちょっと入れていってもいいんじゃないかなと思います。この 75 歳以上となる方のお子さんたちというところであれば、この書き方だとすでに障がいがあると把握している方たちだけが対象のように感じられる。実際に把握されていない方もいる現実があるので、福祉が届いていない、充実されていないという見方もできてしまうので、8050 問題に対して周知して行くであとか。例えば、地域包括支援センターと一緒に高齢者の住宅を回るなどの事業展開できれば、利用者さんが発見されることは大切ですし、福祉が届くという意味では、そういった文言をいれていってもいいんじゃないかなというふうに思っております。

7 ページの上の【計画事業】のところに県の担当の方と話をしていたんですけど、精神科救急を入れられないか。例えば、未治療で叫んでるとか暴れてるとかいう方が、結構いらっしゃると言えば、いらっしゃるりするるので、そういった方達をどうつなげていくか。精神科救急がいいのか、障がい者理解啓発事業がいいのか、消防隊の方たちとの会議があるかと思うんですけども、この障がい理解っていうところをふまえて、輪番病院と繋がるとか、その方が通院していた病院と繋がっていくかというふうな、ちょっと漠然としたお話にはなってしまうんですけども、理解啓発というところでは、その精神科救急ってのありますよっていうことを地域の方に伝えていってもいいんじゃないかなというふうに感じておりました。

8 ページ「定性・定量分析を踏まえた施策評価」の課題のところに対し、質問になるのですが、最後のところに「担い手の育成に取り組む必

要があります」となっております。市として、どのような人材育成ビジョンがあるのでしょうか。

同ページ「施策の見直しの方向性」の中で「全国の市町村の好事例等を参考しながら、弘前市地域自立支援協議会相談支援専門部会で検証・検討していきます。」とあるんですけど、相談支援専門部会に少し予算をつけていただいて、市の方と一緒に視察に行くとか、話を聞きに行くとか、そういった研修会ができればいいと思いますので、予算化されていいのではないかという意見です。

10 ページ「定量評価（施策成果指標）」の福祉施設から一般就労への移行者数が減ったという結果ですけれども、就労事業所に対して、プレゼンかなんかできないかというのが浮かびまして、例えば、相談支援で受け持っている方が、将来こういう風にしたいとお話をされるんですけど、どうしてもA型B型事業所の内容のすべてを相談支援事業所が把握してるわけではなくて、また市外の事業所もありますので、事業所の方たちの相談支援員へプレゼン会を開いてもらうっていうのが一つ。さらにA型B型の事業所に対して、既に障害者雇用をしている企業が、自分たちの企業・会社ではこういうことができます。就労継続支援事業所の方にこういう訓練をしていただければ、こういう流れで一般就労ができるのではないかというようなプレゼンができないか。相談支援の入り口として、相談支援事業所で相談を受けて、次に就労継続支援事業所に繋げて、さらにそこから一般企業へ繋げるというような地域と一体になってプレゼンができれば、この就労の障害福祉施設から一般就労への繋がりが広がっていくのでないかと思います。

どうしても専門職的な感じで、ナカポツの方が一生懸命頑張っていると思うのですが、このような機会があれば、相談する側も受ける側でも、この人は一般企業を目指してるので、この事業所であれば、例えば、農業の方の企業に繋がっているとか、機械に繋がっているという繋がりが見えてくればいい。そうすればその方のニーズにマッチした支援ができるんじゃないかなというふうに考えてきておりました。

さらに企業の門戸を開くっていうことで、既に障害者雇用している企業が、これから雇用するという企業に対してプレゼンを開く。そういった一体的な事業としてやっていけば面白いというふうに思っています。

(会長)

具体的なお指摘、ご意見頂きましたけど、中で一つだけご質問が8ページのところの課題に書かれてある「担い手の育成」の部分について、市としてどのようなビジョンを持ちであるかという質問がありました。事務局からお願いします。

(障がい福祉課)

障がい福祉計画第6期計画で相談支援事業所の質の向上が掲げられております。この目標の達成に向けても、担い手の育成を含めて考えておりますので、協議会又は相談支援専門部会において、検討していただいて、予算化が必要であれば予算要求をしていくことになると思います。ビジョンと言われると、まだはっきりとしたビジョンというものは無いのですが計画にも掲げておりますので、計画期間中にそのビジョンがはっきりとお示しでき、そして予算化が必要であればしていくであればいいと思います。

(会長)

必要性はあるけれども、具体的な内容についてはまた、みなさんから意見をいただきながら作り上げていきたいということでしょうか。

(川村部会長)

相談支援専門部会に限らず、他の部会でも人材育成を担っていききたいということであれば、市としては市民のことを考えて、必要な人材の育成を担っていくと捉えてよろしいでしょうか。

(障がい福祉課)

真に必要な人材はどういった人材なのかを協議会において話し合っていたくものですので、相談支援専門部会だけではないと思っております。

(川村部会長)

相談支援専門部会、医療的ケア児専門部会、就労支援専門部会いろいろな部会の中で、人材育成をして行きたいという意見に対して、講師派遣などについて柔軟に考えていただけるということでしょうか。

(障がい福祉課)

協議会又は障がい福祉課でも検討させて頂きまして、必要に応じて対応することになるかと思いますが、財政的な部分もありますので、そこは再度検討させていただくという話になるかと思いますが。

(森山委員)

いろいろな事業をやって、成果には〇がついておりますが、身体障害者としての立場から言うと、健常者と言われる人と一緒に学校も入って、就職もした人間なので非常にラッキーだと思っております。そうでない人もいっぱい見ております。いじめの問題などいろいろあります。

まず一つには障害者手帳を欲しいという人は多分いっぱいいると思います。でも、あなた障がい者という名になりたいんですか。全部のお医者さんじゃないかもしれないけれども、そういう方もいらっしゃるんですね。そこで身障者呼ばわりするのかっていう、すごい壁があるんですね。だから、健常者、身障者と今の段階で2分化されている。たぶん、まあデータによると20パーセントぐらいしか手帳はもらってないと思います。私は松葉づえを使っているんで、誰が見ても足が悪いなとわかる。精神障がいの方がいっぱいいて、学習障がいなど、誰しもある可能性はあるわけですね。まず教育はいいんですけども、そういうのは2分化でなくて、まあそうね。どっちにも行ける。これが就職においても、就職できたけど、私はこういうことをやりたくないだよ。苦手なんだよね。というようななんかこう。まあ、雇う側でも、また本人もそれを話し合うことで素晴らしい能力を発揮する。ちょっとした特殊能力を持っているような人たちがテレビで見ます。

8050の話。親が死んだら私も一緒に死にます。逆に障がい者の人が亡くなったら親も死にますという人がいることを私は聞いてます。こんな世の中、生きててもしょうがない。生きるのが当たり前だと思ってるかもしれませんが、こんな世の中生きたくない。苦しみなくなるのであれば、そっちのほうがいいという。先ほど説明のあった病院で亡くなって退院するという人にとっては、ここに居れば、何とか誰にも迷惑かけないで死んで行けるのだなと考えるとそういうことも聞きますし、今の制度だとそうだろうなと思ってます。

だから、いろいろ説明受けると総論はよくわかります。でもあの各論になると俄然ダウンする。人間はみな平等だなんて思ったことはありません。まあ、自由・平等・博愛とあるけども、私はラッキーな方で、それを強く感じた方だと思いますけれども、それでない人はいっぱいいるということです。

お互いに分かり合うという考えで、例えば、健常者と言われている方もかなり悩んでいるかと思っています。もうギリギリ、崖っぷちだと思っている人いっぱいいると思います。でも、これは、あくまでも経済的なのであれば、8050問題について、これは国会で決めることだと思いますが、親も子もベーシックインカムというある一定の収入があれば、自分の能力を発揮して、社会に貢献したいという話を聞きます。これは先ほどの話だけでも、だからそういうことを感じています。行政の方もお金のかかることだからと言うけども、じゃあどこにお金をかけるのかっていうことが非常大事だと思います。

(会長)

ありがとうございます。みなさんから意見をお聞きする形で進めてよ

ろしいですか。

(障がい福祉課)

お願いします。

(会長)

はい、分かりました。それでは聴いてまいりたいと思います。

(會津委員)

精神障害者家族会のいづみの会は、20名弱、現在16名の会員で活動しています。ここ半年間ぐらいの間に3家族の方が入会してくださいました。会では、なるべく早く会ってお話を聞くようにしています。いずれの家族の方も子どもが当事者であり、親が子どものことで何年も悩んで来て、未だ安らげずに悩みを生活支援センターや市役所に相談されたというケースでした。弘前市の計画を見ますと将来の都市像として「あずましい」、「心地よい」、「安心できる」などの計画が掲げられています。私たちの会に入会してくださった会員の子供たち個人個人にそのような生活ができるように、計画が個々に届くような関わり方、人材であっても、事業所であってもいろんなところ人と人との関わりができますように願っているところであります。

計画がその個人にどういうふうに結びつくのか。「あずましい」、「心地よい」、「安心できる」という気持ちで安心して生活できるのか。そこにどうやって関わったら、そのような生活が個々にできるのかという。支援センターの方は、いろいろと関わっているので、知ってらっしゃると思いますけれども、今回は、今までの家族会の会員ですと、結構安定して回復期に長年いらっしゃる方が多いので、親も結構計画した家族会に参加して結構元気出してやっています。けれども実際、悩んで悩みに悩んでいる方がいるんだなということです。この間、弘前市で親が殺害されたっていう事件がありまして、今回入会された方の子どもの状態が落ち着かない状態だったので、親自身もわざわざ大変だよなって、あの私とショートメールでいろいろとやりとりしておりました。子どもがそういう状態ですと親御さんも不安とか不眠とかがあって、実際いろいろとやり取りしていることで、親御さんから「よかった」「なんかこっちがホッとした」ということでメールをいただきました。

そういう小さな関わりを家族会がやっています。予算がついているわけでもないんですけども、ちっちゃな関わりの積み重ねが回復につながるのかなって思って頑張っています。ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございました。事業化され予算のついているような、大きい事業でないけれども、小さいけれども人と人との関わりで成り立っている。計画の中のどこというわけではないのしょうけれど、当事者の声などが反映されるような計画であって欲しいと願うというご意見だったかと思います。

(大中委員)

文言について、1 ページ目の「あずましりんご色のまち」というところですか。ポエムですか。これの説明を3 ページの方にりんご色のまちについて書いているのですけれど、総合計画にポエムはいらないと思うんです。わかりづらい。総合計画という大事な計画に分かりづらい文言を入れるとなんだってことになりませんか。

例えばここを「多様性のあるまち」としてしまえば、そうかってなるのに無理やりポエムチックなことをしてしまうのは、怪しい文言は誤解を生んで、方向性がぶれてしまうので、こういったところはっきりと行政ですから、ポエムチックな表現はいらないと思います。

もう1 件は、毎回会議に出る旅にどっちだっけなあと思うんですけど、就労支援継続A型B型ですが、皆さんはその道のプロですからすぐわかると思うんですけど、毎回確認するくらい馴染みのない表現なんですよ。それを毎回どこかに説明をちゃんと書いていただければ、非常にありがたいし、一般の方も多分読むんですよ。これもまた、わかりづらい表現なんですよね。知ってる人知ってる当たり前なんだけどそうじゃない人の方がたぶん多いと思うので、分かりやすい表現していただきたい。8050問題も分かる人は分かるんだけど、わからないと言えはなんですかと二度説明しなければいけないんだったら、一度で分かる表現、あるいはすごく丁寧に書くというようなことが、この計画全体でも丁寧さが必要なのではないかなというふうに思いました。

(会長)

表現として誰もが同じ受け止め方ができるような表現が必要ではないかと言うふうな部分と、またどうしても福祉でも何でもそうですが、専門的な用語、縮めた用語を普通に使っているけれども、一般の方が見る時にわかりやすい表現、または説明が必要ではないかというご意見でした。

(三浦睦智美委員)

何点か気になる言葉があったのですが、まず「子供から切れ目のない支援」という言葉がございます。私ども大清水学園では、弘前こどもの

発達支援事業を平成 28 年からやらせていただいてまして、非常に通園していないお子さんたちを受け止める、相談にのるような事業なんですけど、その後、小学校に入学してから成人期までずっと続くわけなんですけど、実は、この計画の中にはその部分はどうなっているのかなっていうところがちょっと一つあります。インクルージョンであるとか、多様性であるとか、結構うたわれているんですけど、その部分について、もうちょっと具体的な形でお示しいただくことはできないかなっていうふうには思っております。

こども専門部会・ワーキングから前回の自立支援協議会でご提案させていただいた事業のこともあるんですけど、ちょっとそれが具体化するかどうかは未知の部分でもございますので、その部分とかインフルージョンという言葉とか非常にこう使われてはいますが、実際には具体的なところで計画になかなか見えて来てないんじゃないかなと思っております。この部分については、子育ての部分とか教育の部分とか、横断的な考え方に基づいて対応する必要があるものだと思うので、今後の検討課題かなと言うふうに思っています。

また、計画のなかでは全体的な具体的な計画っていうことになるのかもしれないんですけど、市民全体でいろんな人を認め合おうというような方法というのは、実際に政策になかなか盛り込みにくい部分なのかなと思うんですけど、そういう部分の啓発って言えばそうなんですけど、そういうところも協議会で話し合っていくことが必要かなっていうふうに思っています。具体的な数字とか目標数値とかっていう風になってしまいがちなんですけど、そのようなところに働きかけること自体も、なんとか形にできるような方向に持っていければいいかなっていう風な意見を持っています。

(会長)

はい、ありがとうございます。表現として切れ目のない支援であるとか、多様性であるとかというのがあっても、それが具体的な形で計画に出てくるようなものが必要だということ。また、いろんな人を認め合おうと、これは、森山委員の意見とかなり近いものがあるかと思うんですけど、これは、なかなか政策には盛り込みにくいけれども、そういうところこそが大事ではないか。協議会ではそういうところを詰めていくべきではないかというご意見かと思えます。

(久保委員)

10 ページ「障がい者の就労支援」のところについて、ちょっと思ったことを述べさせていただきたいと思えます。施策評価のところ「人手不足の緩和について、一定の成果が得られた」、「障がい者の雇用が促

進された」と書いてある一方で、課題としては、もっともっと障がい者雇用への理解促進だとか、企業がより障がい者雇用をして行くような環境整備が必要だというふうに書かれているんですけども、やはり理解促進っていう側面では、なぜ企業が雇わないかという、雇うメリットよりも雇わないメリットの方がやっぱり大きいということがあると思うんですね。やっぱり雇うのがそもそも大変だとか、どういう感じなのか分からないとか、色々あるかと思うんですけども、雇うことに企業にとってよりメリットが大きいという環境をいかに作っていくことが大事ななと思いました。本当に例えばなんですけども、障がい者雇用に積極的な企業が、例えば市の調達とかにおいてた有利であるとか、それはなかなか難しいかと思うんですけども。例えばです。

やはり、一人雇いたいといった時に障がい者の雇用を一つの手として考えてみようかなと思うためには、これまで通りの既成路線を変えるということなので、何かしらメリットはすごく大事ななっていうふうに思いました。理解促進の側面も大事なんですけども、いかに雇うメリットっていうのを大きくしていくのかということが考えられていけばいいのかなと思いました。

雇っていない企業は、なんで雇わないのかということが、気になる所なので、それでもまあアンケートとかすることによって、より理解促進にもつながるのかなと思ったのでお伝えさせていただきます。

(会長)

はい、ありがとうございます。理解促進という部分も大事だけれども、もっと具体的な就労につながる仕組みづくりとか、仕掛けが必要ではないか。そのようなメリットを作り上げていくというのが必要ではないかというご意見でした。あとは雇わない企業の要因分析も必要ではないかということでした。

(菊池委員)

3ページ「基本構造」のところで「多様な人材が育つまちづくり」とあるんですけども、今、福祉の現状として、成り手がすごく少ないんです。それで、成り手が少ないが故に離職率が大きいというのが今の現状だと思います。離職率を何とか抑えようと頑張ったとしても、賃金的なものもさることながら、そこは、国が示した流れでやるしかないんですけども、一法人一事業所が人を集めたいか思っても、やはり世の中の流れが福祉、障害福祉等に目がいていなければ、人は集まらない訳であって、これは自立支援協議会と含め市から発信した方がベストかなっていつも感じております。

というのも、一法人一事業所が声を上げたところで、福祉だったり、

その成り手の気持ちが育ってこないのは当たり前の話であって、そうなった時に啓発活動ではないんですけれども、福祉の人材育成みたいな感じでこの計画に掲げられている「多様な人材」の育成を考えた時に成り手を育てる研修だったり、啓発活動を計画してほしいといつもそう思っております。

やはり自分たちが何かすること法人改革だったり、事業所内改革だったりするのはもちろん大事ですが、やはり「なりたいな。」「この仕事につきたいな」、「一緒に共に生きて行きたいな。」と思えるような人材のメンタル的な育みができる事業活動をぜひやってほしいなと思っております。そうでないと、本当10年前まではいろんな方が来て下さったんですよ。募集すると人数がきて、ちゃんと適正な検査も受けながら、この人いいよねって福祉頑張ってる欲しいよねって思う人を採用できたんですけども、今はもう、人がいなければいけないというのが福祉事業所の指定を受けている以上、人員配置が決まっているので、それを満たさないといけません。それを満たさないと事業所は閉鎖だったり、休止するという形をとらなければならない。やはり多様な人材、そして素晴らしいまちづくり、あずましまちづくりを考えた時には、この視点を入れてほしいと思っております。

そのために必要であれば、もちろん福祉事業所、そして自立支援協議会の皆さんと協力して、人材育成の方法等を大いに出し合って、それをフォーラム的にやってもいいですし、人材を育てていく「育み」というところを大事にしていけるような研修プログラミングをぜひつくってほしいと思います。もう一度活気のある福祉にしてほしいと思っております。

そして、もう一点。基本計画にはちょっと関係ないんですけど、市役所の皆さんにお聞きしたいことがあります。というのも今、こども庁が出来るか、出来ないかというところだと思うんですけども、これまで障がいを持つてくるこどもは、どうしても障がい福祉課に行かざるをえない。平成24年度の児童福祉法の大改正で障がいのあるこどもも児童福祉法で守られるようになったのにこども家庭課ではなく、障がい福祉課に行かなければいけない。これがどうもスッキリしない。「こどもはこども」と考えた時、子ども家庭課やこども課みたいな感じでこどもは一つの課でやれるシステムをつくってほしいと思っております。この辺りも含めて、こどもはこどもでしっかりとした視点、分け隔てなく、行政に相談できる課をぜひ検討してほしいと思います。せっきやくこども庁の創設の動きが出てきてますから、ご意見聞きたいと思っておりました。

(会長)

人材育成に関しては、障がいの分野に限らず、福祉分野も待ったなし

の問題かと思えます。2つ目に障がい福祉課から回答いただきたいと思えます。

(障がい福祉課)

一本化の話なんですけれども、まだそういう話しにはなっていないです。ただ委員がおっしゃった中身の話っていうのは、当然重要なことだと思っておりますので検討させていただくことになるんですけれども、市の組織自体の話になってきますので、意見があったということを受け止めさせていただいた上で、今後、こども庁が創設されるときに市でどのような組織改編が必要かを検討していくところだと思っております。

(川村部会長)

何回も質問するんですけど、自殺対策のところっていうのはこれに入っていないんですけど、他に入ってるんでしょうか。

(障がい福祉課)

自殺対策については、健康づくり分野に入っておりまして、障がい福祉の分野に入っておりません。

(川村部会長)

なんで聴いたかというのと、やっぱりその自殺を考える方って鬱を発症している方が統計的に多いと言われてますので、福祉の充実っていうところが、間口を広げるとか、ゲートキーパーであるとか、国の方ではいろんな施策で心の健康相談などが実施されてきているので、ここには反映されないんでしょうけど、計画のどこかに住みやすいまちというのは、こういったところをカバーされているからこそ住みやすいまちになるかと思えます。

(会長)

自殺対策について、事業の実施段階での連携も考えられるかと思えます。

その他になれば、私の方から協議会に参加させていただいての計画と言う部分の二点なんですけれども、まずこの協議会ですけれども、先ほど川村委員からもありましたけど、専門部会を設けて、各部会それぞれ計画を立てて活動して様々な課題とか、課題に対しての提案とか、取り組みを行っているのは非常に他市町村と比べて珍しいですし、この弘前市のその附属機関の中でも非常に特異な珍しい、ある意味ではすごく活発な部会というふうに考えております。

その専門部会で毎年、計画や課題が出てきます。それそのもの（各専

門部会の計画)が、総合計画の障がい分野に反映されるべき内容の一つ一つではないかと考えていますので、ぜひとも計画策定する際には、毎年出されている各専門部会の活動の計画等が総合計画にできるだけ反映させる形が好ましいかと思えます。

前回の協議会で子ども専門部会からインクルーシブ推進事業という説明がありました。また、その予算要望段階ということもあったので、まだ分からないということでしたけれども、説明の中で弘前市の放課後等デイサービスの現状や課題、それに対するその事業の必要性、方向性、期待できる効果とかについては説明を受けた中でこの協議会では、認識が共有されていたのかなと言う風に感じています。

実際、厚生労働省でも放課後等デイサービスの利用者の急増とかに対して、学童保育への移行や並行利用の増加にこれから取り組むこともされております。それだけにですね、このような、具体的な提案いただいた事業とかについては、次年度以降の事業実施。また、それにより期待できること。また、万が一、次年度に事業実施ができないとしても、本協議会の説明出された事業案として、この後期計画期間中に目指すべきものとして、計画の中にそのままなくてもいいですけども、できるだけ具体的な形で位置づけられていく必要があるのではないかなと思います。これはもちろん、その先ほど川村部会長から出たほかの部会のお話のすべてそうなんですけれども、総合計画に掲げていくことが、より協議会の意味が強くなるのではないかと考えております。

二つ目としては、その具体的な計画と言うよりは、その計画策定の際なんですけれども、この障がい分野に限らず、福祉分野では最近課題が複合化、複雑化しているとよく言われて、現場では他機関との連携というものがもう強く求められてきております。

今回対象となっている「障がい者福祉の充実」という分野においても、この各専門分野からたびたび高齢者の分野、子ども子育ての分野、就労・雇用の分野との連携した取組とか、分野横断的な取組が必要だと言う提案、なかなかそこが上手くいかないんだという課題出されています。当然それはこれまでも行われていると思うんですけども、今後の計画を策定する際に、分野毎、担当毎にそれぞれの政策をまとめていく段階で関連する他の分野の政策でも、例えば、高齢者の計画の部分、子どもの計画の部分でも、障がい者の分野との連携を前提として取り組みができるというふうな計画をできるだけ具体的に明確に盛り込まれるように、その調整する。単独でそれぞれが持ち寄ったものが、ただ計画に張り付けられるというのではなく、その計画になる前の段階で各分野をもとに調整を行って、「ここを一緒にやって行きましょう」とか、「目標は一緒なのでここは一緒に取り組みましょう」と言うような計画の作り方を求めたい。そして計画に基づいて、実際の事業実施段階では、よりこれまで

